

## 人文地理学関連学会 連携協議会要綱(案)

### 第1条 組織の性格

人文地理学関連学会連携協議会（以下、本協議会という）は、人文地理学に関連する学会等の学術団体（以下、学会と称する）を母体とし、それらが連携して人文地理学にかかわるさまざまな問題を協議するための組織とする。

### 第2条 目的と活動

本協議会は、以下の事項を主たる目的として活動する。ただし、それらは加入している各学会等の活動を束縛したり、制限したりするものではない。

- (1) 人文地理学及び関連する学問分野が、日本の学术界や一般社会において適正な位置づけを得られるための活動。
- (2) 人文地理学及び関連する学問分野にもとづく教科が、日本の初等教育・中等教育において充実した内容をもつようにするための活動。
- (3) 人文地理学及び関連する学問分野の国際化を推進するための活動。
- (4) 加入する学会間の相互の情報交換の場の設定。
- (5) 加入する学会の活動の相互支援。
- (6) その他、本協議会が必要と認めたもの。

### 第3条 加入および加入の資格

人文地理学及び関連する学問分野にかかわる学会で、加入の申請があれば、総会の審議をへて決定する。ただし日本学術会議人文地理学研究連絡委員会及び地理学研究連絡委員会(地図学研究連絡委員会を含む)に参加、またはオブザーバーとして参加していた学会は、審議をへることなく加入することができる。(注1)

2 学会の連合組織も本協議会に加入することができる。ただしその連合に加盟している学会は、個別に本協議会に加盟することをもって正規の加入学会として扱う。

### 第4条 退会

加入している学会は、いつの時点でも事務局に通告して本協議会を退会することができる。

### 第5条 総会

本協議会の意志決定機関として総会をおく。加入する学会は代表委員1名を総会に出すものとする。連合組織として加入している団体は、その加盟学会の数にかかわらず、代表委員は1名とする。なお参加していない学会も、総会にオブザーバーを出席させることができる。

2 総会で議決が必要な場合は、原則として多数決による。ただし重要事項に関してはこの限りではない。

3 総会は年に1回開催する。

## 第6条 役員

本協議会に次の役員をおく。

### (1) 議長1名

議長は、本協議会を代表し、一切の会務を統括する。

### (2) 副議長1名

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその代理を務める。

### (3) 運営委員若干名

運営委員は、本協議会の運営のために必要な実務を分担する。運営委員の人数は、協議会の活動に応じて議長が総会にはかって決定する。

## 第7条 運営委員会

本協議会の活動を企画し、実行するために運営委員会をおく。運営委員会は議長・副議長および運営委員で構成する。運営委員会は必要に応じて開催され、合議により本協議会の業務を行うとともに、その活動を総会に報告し承認を得る。運営委員会の実務に関する細則等は別に定める。

## 第8条 役員の選出及び任期

議長は総会において、出席する学会の代表委員の無記名投票により選出される。選挙の細則については別に定める。

2 副議長および運営委員については、代表委員の中から議長が任命する。ただし議長が必要と認めたときは、加入学会の会員であれば、代表委員以外のものを運営委員に加えることができる。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第9条 事務局および費用負担

本協議会の発足にあたって、事務局を人文地理学会におく。ただし今後の運営については、運営委員会で協議する。本協議会の運営に関して、加入する学会に当分は費用の負担は求めない。

(注1) ご承知のように、現在学術会議では「元日本学術会議登録学術研究団体」に対し、「日本学術会議協力学術研究団体」への移行措置が行われております(日本学術会議協力学術研究団体規定)。これが完了すれば、この条項は「同規定によって認められた学術研究団体及びそれに準じると総会が認めた学会については加入を認める」と改めるのが適当だと考えています。

付記：下線を引いた部分は、日本学術会議の第1部地域研究委員会に設置される分科会の名称によって、より適切なものに変更される可能性があることを示す。